

第1章 研究の概要

1 目的

ハローワークの職業紹介業務に使用されている職業分類が改訂の時期を迎えている。改訂の主な理由は次の3点である。

- ①現在の職業分類は改訂から8年以上が経過している。この間の産業構造の変化や雇用が著しく拡大している分野の出現などによって現実の職業と職業分類上の項目との対応をとることが難しい職業が増えてきた。
- ②分類体系の枠組みを日本標準職業分類に準拠しているが、日本標準職業分類は平成22年の国勢調査に利用することを前提にして改訂が計画されている。
- ③厚生労働省では総合的雇用情報システムに代わる新たなシステムを平成23年度に導入する計画を進めている。

厚生労働省の職業分類（以下、「労働省編職業分類」^{*1}という）は、職業安定法第15条の規定にもとづいて作成されている。この規定は平成11年7月に改正され、改正法では以下のように官民共通の職業分類を作成することが謳われている。

第15条 職業安定主管局長は、職業に関する調査研究の成果等にもとづき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めなければならない。

今回の改訂ではこの規定が初めて適用されることになる。労働省編職業分類の改訂にあたっては、ハローワークだけではなく、民間事業者も利用できるように官民共通の職業分類を作成することが求められている。この課題に対してまず第一に取り組むべきことは職業分類の共有化に関する問題や課題を整理し、共有化のあり方や官民協力の可能性を探ることである。そのため厚生労働省を始めとして職業紹介や労働者の募集等、職業分類を使用する関係者からなる職業分類研究会を設置して検討を行うこととした。

2 方法

職業分類研究会では次の2つの点に絞って活動を進めた。ひとつは職業分類の現状を把握することである。職業分類の共有化に関する問題と課題を洗い出す作業の前提になるのは、官民それぞれの事業者が使用している職業分類の現状を知ることである。そのため、「官」側

*1 労働省編職業分類は昭和28年の設定から平成11年の現行版に至るまで当時の労働省のもとで作成・改訂されている。現行版は平成12年の中央省庁の再編統合前に改訂されていることから、本報告では現行版の名称である「労働省編職業分類」をそのまま用いる。

は労働省編職業分類、「民」側は職業紹介事業者・求人広告事業者・労働者供給事業者のそれぞれが使用する職種分類^{*2}についてヒアリングを行った。もうひとつは、職業分類の共有化に向けて問題点と課題を検討することである。官民が互いの職業分類について現状を認識し、それを踏まえて共有化をめぐる議論が展開された。その際、共有化の理念とその必要性、共有化のための条件、労働省編職業分類の改訂の原則などについて掘り下げた議論の行われることが期待された。

3 職業分類研究会

(1) 任務

職業分類研究会は職業安定法第 15 条の規定、すなわち官民共通の職業分類を作成するように努めるものとするとの規定にもとづいて、共通分類のあり方を議論するために設置された。その任務は、共通分類を作成することの是非を討議することではなく、同法第 15 条の規定を前提にしたうえで官民共通の職業分類を作成する際の問題と課題を明らかにし、共有化の方向とその内容を探ることである。

(2) 構成

委員は、以下の通り、職業安定法第 15 条に明記された事業、すなわち職業紹介事業、労働者の募集に係る事業、労働者供給事業のそれぞれの関係者に委嘱した。職業紹介事業からは民営職業紹介事業者（有料職業紹介事業者と無料職業紹介事業者）、労働者の募集に係る事業からは求人広告事業者、労働者供給事業からは事業を実施する労働組合のそれぞれの代表者が参加した。また、職業分類について学識経験を有する者と法律には明記されていないが、労働者派遣事業でも職業分類が広く利用されていることから同事業の代表者にも委員としての参加を求めた。

（委員）

座長	岡本英雄	上智大学総合人間科学部教授
	河邊彰男	日本人材派遣協会事務局次長
	清原忠夫	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室中央職業指導官
	小泉南男	全国求人情報協会常務理事
	佐藤健志	日本商工会議所産業政策部課長

*2 一般に職種とは事業体の属性としてのつとめの種類を指す用語である。一方、職業は通常、個人の属性から見た場合の一群の職務を指しており、両者の視点は異なっているが、現実には両者はほぼ同義語として用いられている。職業紹介事業者や求人広告事業者の間では職業分類ではなく職種分類が一般的な名称になっているため、本報告では民間事業者の使用する職業分類を「職種分類」と表記する。

佐藤弘実 厚生労働省職業安定局需給調整事業課課長補佐
白石絹子 全国民営職業紹介事業協会監事
鈴木 徹 厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室次席職業指導官
長山直樹 厚生労働省職業安定局雇用政策課中央雇用計画官(平成19年6月まで)
野部明敬 日本人材紹介事業協会専務理事
蒔苗浩司 厚生労働省職業安定局雇用政策課課長補佐(平成19年8月から)
横山南人 労働者供給事業関連労働組合協議会事務局長

(事務局)

西澤 弘 労働政策研究・研修機構主任研究員

(3) 開催状況及び主な議題

研究会は以下の通り6回開催された。それぞれの会合での議題は、大別するとヒアリングと討議に分かれる。前半の3回の会合ではヒアリングが中心になり、後半の3回ではヒアリング結果を踏まえて職業分類の共有化をめぐる問題について検討が行われ、最終会合で本研究会の結論がとりまとめられた。

第1回(平成19年5月31日): 職業分類をめぐる考え方と共有化の課題

- ①職業分類に対する厚生労働省の考え方
- ②職業分類の基本的考え方と共有化の課題

第2回(平成19年7月11日): 職業分類に関するヒアリングⅠ

- ①労働省編職業分類の考え方と課題
- ②有料職業紹介事業者における職種分類の利用(1)

ヒアリング対象: ホワイトカラー職種の職業紹介を行う事業者(1社)

第3回(平成19年9月30日): 職業分類に関するヒアリングⅡ

- ①有料職業紹介事業者における職種分類の利用(2)

ヒアリング対象: ホワイトカラー職種の職業紹介を行う事業者(1社)

- ②求人広告事業者における職種分類の利用(1)

ヒアリング対象: 正社員の採用広告を主に扱う媒体を運営する事業者(1社)

第4回(平成19年10月22日): 職業分類に関するヒアリングⅢ及び中間討議

- ①求人広告事業者における職種分類の利用(2)

ヒアリング対象: パート・アルバイトの採用広告を主に扱う媒体を運営する事業者(1社)

- ②中間討議

第5回(平成19年12月12日): 職業分類に関するヒアリングⅣ及び中間討議(続き)

- ①職業紹介・労働者供給事業における職種分類の利用

ヒアリング対象：全国民営職業紹介事業協会・日本商工会議所・労働者供給事業者を代表するそれぞれの委員又は実務者

②中間討議（続き）

第6回（平成20年1月23日）：研究会報告のとりまとめ

総括討議及び報告書結論案に対する討議

4 本報告の構成

本報告には、職業分類研究会の活動を忠実に再現するためにその主な活動であるヒアリングと討議の要旨を会議議事録から抜き出す形で掲載している。しかし、それらを研究会の開催順に配列するのではなく、官民それぞれの職業分類の現状と共有化をめぐる議論の順に再構成している。まず、第2章は労働省編職業分類の基本的考え方と課題に関する発表である。それに続く第3章は民間事業者の職種分類の現状に関する発表である。実際の発表順と異なり、本報告では職業紹介事業・求人広告事業・労働者供給事業の順に配列している。それぞれの発表後、質疑応答のあったものは発表内容を補足すると考えられるので、その要旨も併せて載せている。第4章は共有化をめぐる問題と課題に関する発表と討議である。まず共有化の課題を主題に掲げた発表を配置し、次に共有化の論点に関する討議を続けた。その後に共有化をめぐる2回に分けて行われた総括討議の内容を掲載した。第5章は総括討議を受けてまとめた本研究会の結論である。この結論は、総括討議に提出された事務局案を修正したものである。

本報告に掲載した発表や発言は、議事録から要約したものである。要約にあたって解釈や推測した部分がないとは言えない。したがって、不適切な表現、発言・発表の曲解、あるいは事実誤認の記述などがあるとするれば、その責任はすべて本報告の編集担当者が負うものである。